

財政指標及び用語の解説

H22.8.30

一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源という。

一般的には、市税、地方譲与税、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、自動車取得税交付金などを一般財源といい、特に、市税、地方譲与税、地方交付税をもって一般財源を代表させることが多い。

地方公共団体が自主的判断で、地域の実態に即応した施策を行うためには、一般財源が多く確保されることが望ましく、最近の地方財政の決算状況を見ると特定財源の占める割合が低下し、相対的に一般財源の比率は高まりつつある。

経常収支比率

経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。

<式> $\text{経常経費充当一般財源の額} / \text{経常一般財源の額} \times 100 (\%)$

人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、市税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。

具体的な作業としては、経費を臨時的経費と経常的経費に分類し、それぞれに充当すべき特定財源を充当する。残余に臨時一般財源を充当し、なお不足する部分を経常一般財源で補うこととなる。こうしたことからすると、経常経費に充当した経常一般財源の残りが多いほど臨時の財政需要に対して余裕をもつこととなり、財政構造に弾力性があることとなる。

経常収支比率は、一般的には、都市においては75%、町村にあっては70%程度が妥当と考えられ、これがそれぞれ5%を超えると、その団体は弾力性を失いつつあると考えられるので、その原因を究明し、経常経費の抑制に留意しなければならない。

地方公共団体の一般財源の収入は景気の変動に対応して収入の伸縮を図る自己調整能力が乏しく、反面行政活動の多様化などから、人件費等の経常経費の伸びが著しく、収入の変動に対応して伸縮できる経費が乏しい状況にある。

なお、公営企業会計の経常収支比率は、普通会計の経常収支比率とは定義が異なる。

<式> $\text{経常収益} / \text{経常費用} \times 100 (\%)$

この比率が、100%以上の場合は単年度黒字を、100%未満は単年度赤字をあらわすことになる。

経常的経費

経常的経費は、歳入における経常的財源に対応するものであって、年々継続して固定的に支出される経費のことである。

おおまかに言えば人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費が経常的経費というが、人件費のうち定年による退職手当以外の手当（勸奨退職など）、公債費のうち繰上償還金などは臨時的経費に属する。

一般財源によって賄われる経常的経費の増大は、財政構造を悪化させ財政運営上危険性をはらんでいる。しかし、行政サービスに直接関係のある経費を極端に削減することは、その目的とする行政活動そのものに支障をきたすこととなる。したがって、経常的経費が少ないことは望ましいが、その削減にあたっては住民サービスを極力低下させないような方法で行うべきである。

経常的財源

経常的財源とは、地方公共団体の収入で毎年度連続的に、また、安定的に確保できる見込みのある収入のことをいう。

経常的財源は、歳入構造の安定性を表わす指標となるものであるが、行政水準の向上を継続して維持するためには、経常的収入が行政活動の進展に対応して増加していくことが望ましい。

経常的財源の代表的なものは、市税、地方交付税であるが、市税のうち都市計画税、法定外普通税、適用期間のある超過課税は臨時的収入であり、地方交付税でも特別交付税は臨時的財源に分類される。

経常的財源は、経常的経費を賄って、なおある程度の余剰があることが望ましいとされ、経常的経費が経常的財源を超過した場合は、経常的経費を他の臨時的財源で賄う以外に方法はなく、必然的に建設事業など臨時的経費を賄う財源の確保が困難となるので留意する必要がある。

いずれにしても、歳入総額の中に占める経常的財源が多ければ多いほど、当該団体の歳入構造は安定的であるといえることができる。

財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。

基準財政収入額は、地方公共団体が標準的に収入しうると考えられる地方税等のうち基準財政需要額に対応する部分とされ、市町村にあつては標準税率で算定した当該年度の収入見込額の100分の75の額とされている。

基準財政需要額は、地方公共団体が妥当かつ合理的な平均的水準で行政を行った場合に要する財政需要を示す額とされている。

財政力指数は、1に近くあるいは1を越えるほど財源に余裕があるものとされている。

<式> 基準財政収入額 / 基準財政需要額 の3年度間の平均

資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率。早期健全化基準は20%以上。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。早期健全化基準は市町村にあつては11.25%以上～15%以上（伊丹市の平成20年度決算においては11.54%以上）、財政再生基準は市町村にあつては20%以上。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。早期健全化基準は市町村にあつては25%以上、財政再生基準は市町村にあつては35%以上。

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。早期健全化基準は市町村にあつては350%以上。

$$\frac{\text{将来負担額 (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

地方交付税

地方自治体間の財源の不均衡を是正し、どの地域にも住む住民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するもので、国税のうち、所得税及び酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%をもって交付税とする。(地方交付税法第6条)その94%が普通交付税、6%が特別交付税(地方交付税法第6条の2)として各地方自治体に交付される。

普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える場合に、その超える額を財源不足額として交付されるものであり、一方、特別交付税は、特別な財政需要に対応するもので普通交付税の算定に反映することのできなかつた具体的な事情を考慮して交付されるものである。

特定財源

財源の用途が特定されているものを特定財源という。

特定財源に分類されるものとしては、国庫支出金、県支出金、地方債、分担金、負担金、使用料、手数料、指定寄付金などがある。

国庫支出金・県支出金については、無目的に交付されるものはない。

地方債は、基本的には建設事業の財源として借入れるものであり、当然用途は指定される。

分担金・負担金は、地方公共団体が受益者から、当該事業にかかる経費の一部ないし全額を徴収するものである。

使用料は、行政財産の目的外使用又は公の施設の使用に対し、維持管理費又は減価償却費の限度内で使用者から徴収するものである。

手数料は、特定の者のためにする事務に要する経費相当分を限度に徴収することとなっている。

以上のようにいずれも、徴収等にあつてその用途はおのずから特定されているものである。

標準財政規模

普通交付税を積算する際の市税・地方消費税交付金等の交付金・地方譲与税・交通安全対策交付金・普通交付税額を合計した、当該公共団体の一般財源の標準的な財政規模を示すものである。

臨時的財源

臨時的財源とは、経常的財源に対応するものであり、当該収入が継続的・持続的に収入されるものではなく、一時的・臨時的な歳入である。

臨時的財源には、

- ・市税の目的税のうち都市計画税、法定外普通税、適用期間のある超過課税
- ・地方交付税のうち特別交付税
- ・財産収入のうち不動産売払収入、物品売払収入、基金運用収入
- ・国庫支出金、県支出金、寄付金、繰入金、繰越金、地方債等

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。早期健全化基準は市町村にあっては16.25%以上～20%以上（伊丹市の平成20年度決算においては16.54%以上）、財政再生基準は市町村にあっては40%以上。

連結実質赤字額

標準財政規模